

1、益金とならない受取配当等の範囲

次表に掲げるものをいう(ただし、外国法人、公益法人等、人格のない社団等から受けるものを除く。)

① 利益の配当又は剰余金の分配(出資にかかるものに限る。)
② 特定株式投資信託の収益の分配(元本部分の分配を除く。)
③ 証券投資信託の収益の分配の額のうち、利益の配当又は剰余金の分配の額からなる部分
④ みなし配当の額

2、短期保有株式

受取配当等の益金不算入額の計算の対象となる配当等であっても、その株式等が配当等の計算期間末日(配当基準日)以前1か月以内に取得され、かつ同日以後2か月以内に譲渡されたものである場合には、当該譲渡された株式等(短期保有株式等)という。)について受取った配当等については、受取配当等の益金不算入額の計算規定が適用されない(対象とならない)。

なお、みなし配当については、租税回避行為の恐れがないため、短期保有株式等に係る配当等の除外規定は適用されない。

$F = E \times \frac{C \times \frac{B}{A+B}}{C+D}$
A : 配当基準日から起算して1か月前の日現在の株式数
B : 配当基準日以前1か月以内に取得した株式等の数
C : 配当基準日現在の株式等の数
D : 配当基準日後2か月以内に取得した株式等の数
E : 配当基準日後2ヶ月以内に譲渡した株式等の数
F : 短期所有株式等の数

3、控除負債利子

益金不算入の対象となる金額は、配当等の元本たる株式等を取得するために要した負債の利子があるときは、連結法人間配当を除きその負債の利子額を控除した金額となる。

(1) 負債利子の範囲

借入金の利子のほか、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるものでその事業年度に係るものは、原則として取得価額に算入したものであってもすべて含まれる。

次表に掲げるものは負債利子に該当する。

① 手形割引料を手形売却損として処理している場合のその差額
② 買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額
③ 従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子
④ 金融機関の預金利息及び給付補てん備金繰入額
⑤ 相互会社の支払う基金利息
⑥ 協同組合等が受入れる預貯金の額に応じて分配される事業分量配当金
⑦ 利子税(国税)、延滞金(地方税)。ただし、負債の利子に含めないことができる。

⑧ 割賦販売契約又は延払条件付譲渡契約による購入資産の取得価額に算入しない利息相当額
⑨ 現先取引における「売り現先」の買戻し差額

(2) 原則法(総資産あん分法)による負債利子の計算

当期に支払う利子の総額に、総資産に占める株式等の割合を乗じて計算する方法である。

なお、負債利子は、関係法人株式等に係る受取配当等、その他の株式等に係る受取配当等の額から控除されるが、連結法人株式等に係る受取配当等の額から負債利子は控除されない。

① 関係法人株式等に係る配当の額に係る負債利子

$$\text{支払利子} \times \frac{\text{前期末及び当期末の関係法人株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{前期末の総資産の帳簿価額} + \text{当期末の総資産帳簿価額}}$$

② 関係法人株式等以外の株式等に係る配当の額に係る負債利子

$$\text{支払利子} \times \frac{\text{前期末及び当期末の関係法人株式等以外の株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{前期末の総資産の帳簿価額} + \text{当期末の総資産帳簿価額}}$$

(a) 関係法人株式

次のいずれかに該当する株式をいう。

- ① 内国法人が他の内国法人の発行済株式(他の内国法人が有する自己株式等を除く。)等の総数の25%以上を配当等の効力が生ずる日(みなし配当等である場合は、同日の前日。)以前6か月以上(支払法人がその効力が生ずる日以前6か月以内の新設法人の場合は、設立日から効力が生ずる日まで)引き続き有している場合
- ② 株式移転完全親法人が株式移転完全法人の発行済株式の総数の25%以上に相当する数の株式を株式移転によるその内国法人の設立の日から同日以後最初にその関係法人株式に係る剰余金の配当の額の支払に係る効力が生ずる日まで引き続き有している場合

(b) 総資産の帳簿価額

確定した決算に基づく貸借対照上の金額によるが、次のものは控除して計算する。

㉑ 借方計上の繰越欠損金	㉒ 保証債務見返等の対象勘定
㉓ 貸方表示の返品債権特別勘定	㉔ 貸方表示の減価償却引当金
㉕ 貸方表示の補修用部品在庫調整勘定及び単行本在庫調整勘定	
㉖ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金としている金額	
㉗ 特別償却準備金として積み立てている金額	
㉘ 土地の再評価に関する法律に基づく法律により再評価差額として計上している金額	
㉙ 売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券について計上した評価差額に相当する金額	
㉚ 連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額	
㉛ 控除方式で取り立て不能見込み額として表示した貸倒損失の額	
㉜ 税効果会計を採用している場合の貸借対照表に計上されている圧縮積立金又は特別償却準備金とこれらの勘定に係る繰り延べ税金負債の額	

(c) 株式の帳簿価額

原則的計算法の算式における前期末と当期末のいわゆる「一般株式等の帳簿価額」、「関係法人株式等の帳簿価額」、「証券投資信託の受益証券の帳簿価額」は、会社計算額ではなく、

税務計算上の正当金額による。

なお、証券投資信託の帳簿価額は、次表のとおりである。

証券投資信託の帳簿価額は、次の表

種 類	負債利子計算を行う場合の帳簿価額
・特定株式投資信託(外国株価指数連動型のものを除く。)	その受益権の帳簿価額
・証券投資信託(外貨建等投資信託、特定外貨建等証券投資信託を除く。)	その受益権の帳簿価額の1/2
・外貨建等投資信託	その受益権の帳簿価額の1/4
※ 特定外貨建等証券投資信託や公社債投資信託は、帳簿価額に含めない。	

(3) 簡便計算法

平成10年4月1に存する法人は、原則法(総資産あん分法)に代えて、次により計算した金額によることができる。

<ul style="list-style-type: none"> ・一般株式等にかかる負債利子 	$\text{支払利子} \times \frac{\text{基準年度の原則法による一般株式等に係る控除負債利子の合計額}}{\text{基準年度の支払利子の合計額}}$
<ul style="list-style-type: none"> ・関係法人株式等に係る負債利子 	$\text{支払利子} \times \frac{\text{基準年度の原則法による関係法人株式等に係る控除負債利子の合計額}}{\text{基準年度の支払利子の合計額}}$
<p>注1 基準年度 平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した事業年度</p> <p>注2 基準年度のうちに株式等を有していなかったため配当等の額から控除する負債利子の額がない事業年度があるときは、その事業年度に係る負債利子の額は簡便法の割合の計算上関係させない。</p>	

6、申告手続

受取配当等の益金不算入額の規定は、法人税確定申告書(別表8)に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り適用し、原則として益金不算入額は記載された金額を限度とする。

法人税法第23条 (受取配当等の益金不算入)

内国法人が受ける次に掲げる金額(外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける第一号に掲げるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。)のうち、連結法人株式等(連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等(株式、出資又は受益権をいう。以下この条において同じ。)に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

- 一 剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。)若しくは利益の配当(分割型分割によるものを除く。)又は剰余金の分配(出資に係るものに限る。)の額
- 二 資産の流動化に関する法律第百十五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配の額
- 三 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける第一号

に掲げる金額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額

- 2 内国法人が受ける配当等の額のうち、連結法人株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 3 前二項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（次条第一項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。
- 4 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払うものを除く。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 その保有する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額
 - 二 その保有する関係法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額
- 5 第一項及び前項に規定する関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資（連結法人株式等を除く。）をいう。
- 6 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
- 7 税務署長は、第一項及び第二項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項及び第二項の規定を適用することができる。
- 8 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により株式等の移転が行われた場合における第一項から第三項までの規定の適用その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法第24条（配当等の額とみなす金額）

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、前条第一項第一号に掲げる金額とみなす。

- 一 合併（適格合併を除く。）
- 二 分割型分割（適格分割型分割を除く。）
- 三 資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は解散による残余財産の分配
- 四 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）
- 五 出資の消却（取得した出資について行うものを

除く。)、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。六 組織変更（当該組織変更の際に当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限り。）

- 2 合併法人が抱合株式（当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。）に対し当該合併による株式の割当て又は当該株式以外の資産の交付をしなかつた場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人が株式割当て等（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。